

熊本県公報

号外 第 1 5 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則	(教育政策課) 1
○熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 1
○熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則	(〃) 2
○熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(学校人事課) 2
○熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則	(教育政策課) 2
○熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 3
○熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令	(〃) 5
○熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 5
○熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 6
○熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令	(〃) 9
○熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令	(〃) 10
○熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 10
○熊本県教育庁兼職命令規程	(〃) 11
○教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法の一部改正	(学校人事課) 12

登 載 依 頼

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第 3 号

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則
熊本県立図書館組織規則（昭和 3 3 年熊本県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「副館長」を「副館長
審議員」に、「主幹
係長」を「主幹」に、「主任司書
司書」を「主任司書
主任学芸
司書
学芸員

員
に改める。

附 則
この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第 4 号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則（昭和 3 6 年熊本県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「特別支援教育課」を「特別支援教育課
学校安全・安心推進課」に改める。

別表第3中「主幹
係長」を「主幹」に改める。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則
熊本県立教育センター規則（昭和46年熊本県教育委員会規則第18号）の一部を次の
ように改正する。

第2条の表中「室名」を「室」に、「教科研修室」を「第一教科研修室、第二教科研修
室」に改め、「、技術・家庭研修室」を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「課、」を削り、同
号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とする。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。
平成31年3月29日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規
則

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年熊本県教育
委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「、航海業務、機関士の
業務」を削り、同条第2号中「甲板業務、機関員の業務、司厨業務、」を削る。

第3条本文中「初任給」の次に「、昇格」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条本文中「漁ろう手当、潜水手当及び」を削り、同条ただし書を削り、同条を第5
条とする。

別表中「又は乗船船舶」を削り、同表天草拓心高等学校の所管する船舶の項を削る。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県教育委員会が取
り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第7号

熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県教育委員会
が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

（熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正）

第1条 熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本
教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第11条中「審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知
書」に改める。

別記第12号様式中「審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会
諮問通知書」に、「熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会」
に改める。

（熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第2条 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本
教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第14条中「熊本県個人情報保護審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報
保護審議会諮問通知書」に改める。

別記第14号様式中「熊本県個人情報保護審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・
個人情報保護審議会諮問通知書」に、「熊本県個人情報保護審査会に」を「熊本県情報
公開・個人情報保護審議会に」に改める。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各課
各地方機関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成31年3月29日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁処務規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号）の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

熊本県教育庁本庁処務規程

第1条中「教育庁」を「教育庁本庁」に改める。

第2条第2号中「係長」を「第5条第10項に規定する担当課長補佐」に改め、同条に
次の1号を加える。

(4) 本庁 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則（昭和36年熊本県
教育委員会規則第5号）第2条第1項に規定する局・課をいう。

第3条第1項中「係又は」を削る。

第4条第1項中「及び各係」を削る。

第5条第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項
中「係長及び」を削り、同項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同
条第9項中「は」を「（次項に定めるものは除く。）は、上司の命を受け、特に指定した
事務を掌理し」に改め、同項の次に次の1項を加える。

10 課長補佐（業務の担当を命ぜられた者に限る。以下「担当課長補佐」という。）は、
上司の命を受け、担当事務を掌理する。

第7条第1項及び第2項中「各係」を「各班」に改める。

第8条第1項ただし書中「係長専決事項」を「担当課長補佐（主幹・参事）専決事項」
に改める。

第11条第6項中「庶務関係担当の係長」を「庶務を担当する者であつて、課長があら
かじめ指定したもの」に改め、同条第7項中「特に至急に処理しなければならない場合」
を「急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ専決者の指示を受けたもの」に改
める。

第13条中「係長」を「担当課長補佐（主幹・参事）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

局	課	班
	教育政策課	総務班
		政策班
		学校改革支援班
		法務経理班
		福利厚生班
教育総務局	学校人事課	総務班
		給与班
		学校事務支援班
		県立学校人事班
		小中学校人事班
		教員免許制度班
	社会教育課	総務・生涯学習班
		社会教育指導班
		家庭教育支援班
	文化課	総務班
		文化財活用班
		文化財調査班
	施設課	総務・助成班
施設管財班		
技術班		
教育指導局	高校教育課	総務班
		修学支援班

	高等学校教育指導班
	産業教育指導班
	高校活性化推進班
義務教育課	義務教育指導班
	義務教育連携班
特別支援教育課	特別支援教育指導班
	施設整備班
学校安全・安心推進課	生徒指導支援班
	いじめ防止推進班
	学校防災・安全班
人権同和教育課	管理・啓発班
	人権教育指導班
体育保健課	総務班
	学校体育班
	スポーツ振興班
	健康教育班
	全国高校総体推進班

別表第 3 の 1 の表中「係長専決事項」を「担当課長補佐（主幹・参事）専決事項」に改める。

別表第 4 中「係長専決事項」を「担当課長補佐（主幹・参事）専決事項」に改め、同表教育政策課の款第 2 4 項分掌事務の欄中「福利厚生室」を「福利厚生」に改め、同表教育指導局の部高校教育課の款第 1 項分掌事務の欄第 2 号中「、進路指導及び生徒指導」を「及び進路指導」に改め、同款第 9 項から第 1 1 項までを削り、同款第 1 2 項中「高校整備推進室」を「高校活性化推進」に改め、同項を同款第 9 項とし、同款第 1 3 項を同款第 1 0 項とし、同部義務教育課の款第 1 項分掌事務の欄第 2 号中「、進路指導及び生徒指導」を「及び進路指導」に改め、同款第 2 項を削り、同款第 2 項とし、同款第 4 項分掌事務の欄第 2 号中「、進路指導及び生徒指導」を「及び進路指導」に改め、同款第 4 項を削り、同款第 5 項を同款第 4 項とし、同款第 6 項を同款第 5 項とし、同款の次に次のように加える。

学校安全・安心推進課	1 生徒指導に関すること。					
	2 いじめの防止等のための対策に関すること。	1 いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 2 8 条に基づく重大事態の調査に関すること。 2 いじめ防止対策推進法第 3 0 条に基づく重大事態の報告に関すること		1 熊本県いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 2 熊本県いじめ防止対策審議会に関すること。		

		。				
3	熊本県 いじめ防 止基本方 針に關す ること。					
4	いじめ の防止等 に係る指 導及び助 言に關す ること。					
5	学校防 災及び学 校安全に 關するこ と。			1 学校安 全に係る 文部科学 大臣表彰 の推薦に 關するこ と。	1 学校教 育関係資 料の調査 及び収集 に關する こと。 2 教育研 究推進校 に關する こと。 3 防犯・ 安全教育 に關する こと。	

別表第 4 教育指導局の部体育保健課の款第 1 3 項局長専決事項の欄第 2 号中「及び安全」を削り、同款第 1 5 項を削り、同款第 1 6 項を同款第 1 5 項とし、同款第 1 7 項を同款第 1 6 項とし、同款第 1 8 項を同款第 1 7 項とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 熊本県教育庁高校整備推進室設置規程（平成 1 8 年熊本県教育委員会訓令第 8 号）
 - (2) 熊本県教育庁福利厚生室設置規程（平成 2 2 年熊本県教育委員会訓令第 4 号）

熊本県教育委員会訓令第 2 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁職員等被服類貸与規程（昭和 3 6 年熊本県教育委員会訓令甲第 3 号）の一
部を次のように改正する。
第 1 0 条第 1 項中「手続き」を「手続」に改め、同条第 2 項中「の係長又は参事」を「
を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹、課長補佐及び主幹を置か
ない場合にあつては参事）」に改める。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 3 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令
熊本県立図書館処務規程（昭和 3 8 年熊本県教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のよ

うに改正する。
 第2条中「係」を「班」に改める。
 第3条第5項を同条第6項とし、同条第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項中「各係」を「各班」に改め、同項の次に次の1項を加える。
 2 図書館に審議員を置くことができる。
 第4条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「係長及び」を削り、同項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。
 3 審議員は、上司の命を受け、図書館の運営に関する特命事項を審議する。
 第5条第2項中「各係」を「各班」に改める。

別表中	係	を	班
	支援第1係		支援第1班
	支援第2係		支援第2班
	児童係		児童班

に改める。

附 則
 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第4号

本 庁 各 課
 各 地 方 機 関
 各 県 立 学 校

熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成31年3月29日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
 熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成11年熊本県教育委員会訓令第1号）の
 一部を次のように改正する。
 第2条第2号中「掲げる」の次に「局・」を加える。
 第6条第3項中「総括安全衛生管理者」を「熊本県教育委員会総括安全衛生管理者及び
 本庁総括安全衛生管理者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「総括安全衛生
 管理者」を「熊本県教育委員会総括安全衛生管理者及び本庁総括安全衛生管理者」に改め、
 同項を同条第3項とし、同条第1項中「（以下「総括安全衛生管理者」という。）」を削
 り、同項の次に次の1項を加える。
 2 本庁に本庁総括安全衛生管理者を置く。
 第7条各号列記以外の部分中「総括安全衛生管理者」を「熊本県教育委員会総括安全衛
 生管理者」に改め、同条に次の1項を加える。
 2 本庁総括安全衛生管理者は、本庁における前項各号に掲げる事項を統括管理する。
 第8条第1項中「総括安全衛生管理者」を「熊本県教育委員会総括安全衛生管理者」に
 改め、同条第2項中「地方機関等」の次に「において職務を補助する者」を加え、「教育
 政策課福祉厚生室長」を「教育政策課長が指名する者」に改め、「県立学校に」の次に「
 おいて職務を補助する者に」を加える。
 第9条第2項中「総括安全衛生管理者が」を「本庁総括安全衛生管理者が本庁の職員
 のうちから」に改め、同条第3項中「地方機関等」を「本庁総括安全衛生管理者及び地方機
 関等」に、「総括安全衛生管理者」を「熊本県教育委員会総括安全衛生管理者」に改める。
 第10条第1項各号列記以外の部分中「本庁」の次に「において選任された者」を加え、
 「総括安全衛生管理者」を「本庁総括安全衛生管理者」に改め、「地方機関等」の次に「
 において選任された者」を加える。
 第11条第3項中「総括安全衛生管理者」を「熊本県教育委員会総括安全衛生管理者」
 に改める。
 第12条第2項中「係長」を「課長補佐（主幹・参事）」に改める。
 第13条第1項中「本庁に」を削り、同条第2項前段中「法第13条の規定の適用を受
 ける地方機関等」を「本庁及び法第13条の規定の適用を受け地方機関等並びに法第1機
 関等の規定の適用を受けない県立学校」に改め、同項後段を削り、同条第4項中「地方機
 関等」を「本庁総括安全衛生管理者及び地方機関等」に改め、同条第5項中「熊本県教
 育委員会総括安全衛生管理者」を削り、同条第3項中「熊本県教育委員会総括安全衛生
 管理者」に改め、同項の次に次の1項を加える。
 4 産業医は、本庁にあっては本庁総括安全衛生管理者が、地方機関等には地方機

関等の長が医師の資格を有する者のうちから選任する。職務を「職務として次に掲げる事
 項」に改め、同項第4号とし、同項第2号を
 同項第4号とし、同項第1号中「その措置」に改め、同項第8号の9に規定する必要な
 (2) 法の第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の
 措置の実施並びにこの結果に基づき面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を
 (3) 法の第66条の10第1項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を
 実施並びにこの結果に基づき面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を
 保持するための措置に関する事項を削り、「それぞれ総括安全衛生管理者及び地方機
 等第14条第2項中「及び産業医」を削り、「それぞれ総括安全衛生管理者及び地方機
 3 産業医は、第1項各号に掲げる事項について、本庁にあっては本庁総括安全衛生管
 理者、地方機関等には地方機関等の長に対して勸告し、又は衛生管理者に対して
 指導し、若しくは助言することができるとし、第1項の次に次の1項を加える。
 第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
 2 本庁に本庁衛生委員を置く。
 第16条第1項各号の列記以外の部分及び第2項中「総括衛生委員会」の次に「、本庁衛
 生委員会」を加える。
 第17条第1項第1号、第2号及び第4号中「総括安全衛生管理者」を「熊本県教育委
 員会総括安全衛生管理者」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を
 加える。
 2 本庁衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。
 (1) 本庁総括安全衛生管理者
 (2) 本庁の衛生管理者のうちから本庁総括安全衛生管理者が指名する者
 (3) 本庁の産業医のうちから本庁総括安全衛生管理者が指名する者
 (4) 衛生に関し経験を有する本庁の職員のうちから本庁総括安全衛生管理者が指名す
 る者
 第18条第2項中「衛生委員会の委員」の次に「(前条第3項第1号の委員を除く。)」
 を加え、「(前条第2項第1号の委員を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条
 第1項中「総括衛生委員会の委員」の次に「(前条第1項第1号の委員を除く。)」を加
 え、「(前条第1項第1号の委員を除く。)」を削り、「総括安全衛生管理者」を「熊本
 県教育委員会総括安全衛生管理者」に改め、同項の次に次の1項を加える。
 2 本庁衛生委員会の委員(前条第2項第1号の委員を除く。)の定数は、10人以内と
 し、法第18条第4項の定めるところにより本庁総括安全衛生管理者が指名する。
 第19条第1項本文「第17条第1項第2号、第3号、第4号、同条第2項第2号、
 第3号、第4号」を「第17条第1項第2号から第4号まで、同条第2項第2号から第4
 号まで及び同条第3項第2号から第4号まで」に改める。
 第20条第1項中「総括衛生委員会及び衛生委員会」を「総括衛生委員会、本庁衛生委
 員会及び衛生委員会」に、「総括安全衛生管理者」を「熊本県教育委員会総括安全衛生管
 理者、本庁衛生委員会」に、「総括安全衛生管理者」を「熊本県教育委員会総括安全衛生管
 理者、本庁衛生委員会」に改める。
 第21条中「総括衛生委員会」の次に「及び本庁衛生委員会」を加え、「福利厚生室」
 を削る。
 別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 9 条、第 1 1 条関係)

衛生管理者 (衛生推進者) 選任報告書

第 号
年 月 日

熊本県教育委員会総括安全衛生管理者 様

所属長 印

熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程第 9 条 (第 1 1 条) の規定に基づき、
次のとおり報告します。

所 属	名 称	
	所 在 地	
	職 員 数	人 (男 人・女 人)
衛 生 管 理 者 (衛生推進者)	職 氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
選 任 年 月 日	年 月 日	
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日	
参 考 事 項		

注 1 資格取得年月日の欄は、衛生管理者のみ記入すること。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

別記第 2 号様式 (第 1 3 条関係)

産 業 医 選 任 報 告 書

第 号
年 月 日

熊本県教育委員会総括安全衛生管理者 様

所属長 印

熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程第 1 3 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

所 属	名 称	
	所 在 地	
	職 員 数	人 (男 人・女 人)
産 業 医	職 氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
選 任 年 月 日	年 月 日	
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日	
参 考 事 項		

附 則
この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 5 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会電子署名規程（平成17年熊本県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
本則の表中「政策審議監」を「政策調整監」に改める。

附 則
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第6号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成31年3月29日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「所管業務について」という。）を、「並びに」の次に「高度な」を加える。次に「（以下「電子計算機等」という。）」を、「並びに」の次に「高度な」を加える。次に「高度な」を加える。

第2条の見出し中「電子計算機、ネットワーク及び情報システム」を「電子計算機等」に改め、同条第3項中「所属の長」を「所属長」に、「電子計算機、ネットワーク及び情報システム」を「電子計算機等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「所属の長」を「所属長」に改め、「規程（」の次に「平成10年熊本県訓令第26号。」を加え、

「第7条第3項の規定に基づき別途定められる」と同条第3項とし、同条第1項各号列記以外部分中「各課長、各地方機関長及び各県立学校長（以下「所属の長」を「各課（熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則（昭和36年熊本県教育委員会規則第5号）第2条第1項に規定する課をいう。）各地方機関（熊本県教育事務所及び熊本県教育委員会に、

「情報企画課長」を「情報政策課長」に改め、同項中第3号を削り、同項第4号中「情報化」を「高度情報化」に改め、同号を同項第3号とし、同項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、前項各号のいずれかの検討を始めるに当たっては、教育政策課長に協議しなければならない。

第4条中「の規定に基づき別途定められるところに則り」を「に規定する別に定めるところの例により、」に改める。

第5条中「所属の長」を「所属長」に、「掲げる」を「規定する」に、「情報企画課長」を「情報政策課長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「連携して協力する」を「連携する」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「同規程」を「知事部局規程」に改める。

附 則
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第7号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成31年3月29日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定する」の次に「局・」を加える。

第6条第2項中「庶務関係担当の係長（庶務関係担当の係長を置かない課にあっては課長が事務職員のうちから指定する者）」を「庶務関係を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹、課長補佐及び主幹を置かない場合にあっては参事）の職にある者）」に改める。

第18条第6項中「主管係長（主管班を）」を「当該業務を担当する課長補佐（業務の担当を命ぜられた主幹又は参事を）」に改める。

第19条本文中「主管係長」を「業務を担当する課長補佐」に改める。

第24条第1項第5号中「係長」を「担当課長補佐（主幹・参事）」に改める。

第25条第1項中「係長決裁」を「担当課長補佐（主幹・参事）決裁」に、「係長の」を「担当課長補佐（主幹・参事）の」に、「係長に」を「担当課長補佐（主幹・参事）に」に改める。

第26条第1項中「本庁内」を「主管局内」に、「関係局・課長」を「関係課長」に改め、同条第2項中「部局」を「局」に、「上司」を「主管課長」に、「関係部課長」を「関係課長」に改め、同条第4項を削る。

第33条第1項及び第34条第1号中「係長決裁」を「担当課長補佐（主幹・参事）決裁」に改める。

第44条第2項中「主管係長」を「当該業務を担当する課長補佐」に改める。

別表第1中「施設課 教施」を「施設課 教施 学校安全・安心推進課 教安」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式（第33条関係）

審 議 了 印
年 月 日
審 議 了

縦 1. 5センチメートル
横 5. 5センチメートル

附 則
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第8号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁兼職命令規程を次のように定める。
平成31年3月29日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育庁兼職命令規程
（庶務事務の効率化を図るための兼職命令）
第1条 庶務事務の効率化を図るため、次の表の左欄に掲げる局・課に勤務を命ぜられ、かつ、庶務事務を担当する者は、それぞれ同表右欄に掲げる局・課に兼ねて勤務を命ぜられたものとする。

教育総務局学校人事課	教育総務局社会教育課
教育指導局高校教育課	教育指導局義務教育課
	教育指導局特別支援教育課
	教育指導局学校安全・安心推進課
教育指導局体育保健課	教育指導局人権同和教育課

（会計事務の適正化を図るための兼職命令）
第2条 会計事務の適正化を図るため、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられ、かつ、会計事務（予算の執行管理その他の会計事務の適正化に係るものに限る。）を担当する者は、同表右欄に掲げる局・課に兼ねて勤務を命ぜられたものとする。

教育政策課	教育総務局学校人事課
	教育総務局社会教育課
	教育総務局文化課
	教育総務局施設課
	教育指導局高校教育課
	教育指導局義務教育課
	教育指導局特別支援教育課
	教育指導局学校安全・安心推進課
	教育指導局人権同和教育課
教育指導局体育保健課	

（児童生徒の指導支援、いじめ防止等の推進並びに学校防災及び学校安全の推進を図るための兼職命令）
第3条 児童生徒の指導支援、いじめ防止等の推進並びに学校の防災及び安全の推進を図るため、次の表の左欄に掲げる局・課に勤務を命ぜられた者は、同表右欄に掲げる局・課に兼ねて勤務を命ぜられたものとする。

教育指導局学校安全・安心推進課	教育指導局高校教育課
-----------------	------------

- イ 管理栄養士学校指定規則別表第 1 に掲げる教育内容に係る科目については、同表に定める教育内容のいずれかを含む科目について修得するものとする。この場合、幅広い教育内容の表備考 2 を次のように改める。
- 第 1 項 第 9 号の表備考 2 を次のように改める。
- 2 修得することと必要とする単位数が「4又は6」の場合の第 2 欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第 4 号及び第 5 号においても同じ。）について、それぞれ次に定める単位を修得するものとする。
- (1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ 1 単位以上
- (2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する科目について 1 単位以上（当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目を含むものとする。）
- 第 2 項を次のように改める。
- 2 各教科の指導法に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目に関する科目等
 教科の指導法に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目に関する科目等の修得方法は、それぞれの種別により次に定めるところによる。
- (1) 小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合
 ア 免許法別表第 3 備考第 7 号の適用又は準用を受ける者の場合

第 1 欄	最低修得単位数					(計)							
	第 3 欄			第 2 欄	第 4 欄		第 5 欄						
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			教科及び教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生活指導、教育相談等に関する科目	教職実践演習							
上記項目の各科目に含める必要事項	教職の理念及び意義並びに歴史及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営	教育に関する社会的、制度的又は営事的（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する方法（カリキュラム・マネ	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネ	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	道徳論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

		営 への 対応 を含む 。)			理 解	ジ メ ン ト を 含 む 。)					む 。) の 理 論 及 び 方 法		
小 学 校 教 諭 の 免 許 状	7 ～ 10		2				4						(6)
	11 ～ 15		3				6		1				(1 0)
	16 ～ 21		4				8		1				(1 3)
	22 ～ 25		6				1 2		2				(2 0)
	26 ～		8				1 4		2				(2 4)
	5 ～ 7		2				2						(4)
中 学 校 教 諭 の 免 許 状	8 ～ 12		3				2		1				(6)
	13 ～ 16		5				4		1				(1 0)
	17 ～ 20		7				5		2				(1 4)
	21 ～		9				6		2				(1 7)
	4 ～ 5		1				2						(3)
高 等 学 校 教 諭 の 免 許 状	6 ～ 9		2				2						(4)
	10 ～ 12		3				2		1				(6)
	13 ～ 16		5				3		2				(1 0)
	17 ～		7				4		2				(1 3)

備考

- 1 第 2 欄に掲げる科目の修得方法は、次によるものとする。
 - (1) 小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合は、第 2 欄に掲げる単位数に
 応じ次により修得するものとする。
 - ア 第 2 欄に掲げる単位数が 4 単位の場合は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語）（以下「国語等」という。）のうち以上の教科の指導法に関する科目を含んで修得するものとする。
 - イ 第 2 欄に掲げる単位数が 6 単位の場合は、国語等のうち二以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）を含んで修得するものとする。
 - ウ 第 2 欄に掲げる単位数が 8 単位の場合は、国語等のうち三以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）を含んで修得するものとする。
 - エ 第 2 欄に掲げる単位数が 12 単位の場合は、国語等のうち五以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）及び道徳の指導法に関する科目の 1 単位を含んで修得するものとする。
 - オ 第 2 欄に掲げる単位数が 14 単位の場合は、国語等のうち六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）及び道徳の指導法に関する科目の 1 単位を含んで修得するものとする。
 - (2) 中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目は、それぞれの受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
 - (3) 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目は、それぞれの受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 2 第 4 欄に掲げる科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含むものとする。
- 3 修得することを必要とする単位数のうち、教科及び教職に関する科目の最低修得単位数（計）欄の数を超える単位数については、第 2 欄、第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げる科目から選択して修得するものとする。

イ 免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 4 号の適用を受ける場合

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数				
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生活指導、（計）教育相談等に関する科目			
			道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	7	1	2		(10)
	普通免許状	5	1	1		(7)
	中学校教諭普通免許状	7		2		(9)
		5		1		(6)
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	2		2		(4)
	普通免許状	1		2		(3)

種免許状	通免許状	1		1	(2)
	高等学校教諭普通免許状	1	1	1	(3)
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状除く。)	1		2	(3)
		1		1	(2)

備考

- 1 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目の修得方法は、国語等(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。)について、次によるものとする。
 - (1) 各教科の指導法に関する科目の単位数が 5 単位の場合にあっては、三以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
 - ア 三の教科の指導法に関する科目を修得するときは、二以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ 2 単位以上を含むものとする。
 - イ 四の教科の指導法に関する科目を修得するときは、一以上の教科の指導法に関する科目について 2 単位以上及び三以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ 1 単位以上を含むものとする。
 - ウ 五以上の教科の指導法に関する科目を修得するときは、それぞれ 1 単位以上を含むものとする。
 - (2) 各教科の指導法に関する科目の単位数が 7 単位の場合にあっては、四以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
 - ア 四の教科の指導法に関する科目を修得するときは、三以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ 2 単位以上を含むものとする。
 - イ 五以上の教科の指導法に関する科目を修得するときは、二以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ 2 単位以上及び三以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ 1 単位以上を含むものとする。
- 2 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目の修得方法は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに習得するものとする。

(2) 幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合

第 1 欄	最低修得単位数					(計)
	第 3 欄		第 2 欄	第 4 欄		
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目		領域及び保育内容の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教職実践演習
上記項の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教員の役割・職務内容	教育の理念並びに社会的、制度的又は歴史的及び	幼児、児童及び	特別の支援を必要とする幼児、児童及び	教育課程の意義及び	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解論及び法	教育相談及びカウンセリング			

	(チーム学校運営への対応を含む。)	思想	事項 (学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	の心身の発達及び学習の過程	生徒に対する理解	編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				リングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
7～10			2			4						(6)
11～15			4			5						(9)
16～20			6			7		1				(14)
21～25			9			9		1				(19)
26～			11			11		2				(24)

備考

- 第 2 欄に掲げる保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の最低修得単位数のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に関する科目又は特別活動に関する科目の単位をもって充てることができる。
- 第 4 欄に掲げる科目は、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を含むものとする。
- 修得することを必要とする単位数のうち、教科及び教職に関する科目の最低修得単位数(計)欄の数を超える単位数については、第 2 欄、第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げる科目から選択して修得するものとする。

(3) 養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合

第 1 欄	最低修得単位数										
	第 3 欄					第 4 欄			第 5 欄	(計)	
養護及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教職実践演習		
上記項目の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教員	教育に関する理念並びに教育的	教育に関する社会的、制度的又は経営的	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキ	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間	教育の方及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	

	の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	育(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	事項(学	習の過程		ユラ ム・ マネ ジメ ント を含む。)	関する 内容		方法	の理論 及び方 法		
4		1				2						(3)
5		2				2						(4)
6~7		2				3						(5)
8~9		3				4						(7)
10~		4				5						(9)

備考

修得することを必要とする単位数のうち、養護及び教職に関する科目の最低修得単位数(計)欄の数を超える単位数については、第3欄、第4欄及び第5欄に掲げる科目から選択して修得するものとする。

(4) 栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合

第1欄	最低修得単位数				(計)					
	第3欄		第4欄			第5欄				
栄養に係る教育及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教職実践演習					
上記項目の各科目に含める必要事項	教職の意義及び役割・職務内容(チ	職の意義及び教育に関する歴史及び思想	教育に関する社会的、制度的又は営的	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラ	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する	教育の方及び技術(情報機器及び教材の	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な

	ム学校運営への対応を含む。	(学 校と 地域 との 連携 及び 学校 安全 への 対応 を含む。)	程 に 対 す る 理 解	ム・ マネ ジメ ント を含 む。)	る内 容	活 用 を 含 む。)	知 識 を 含 む。)	の理 論 及 び方 法		
3			1		1					(2)
4			1		2					(3)
5			2		2					(4)
6			2		2		1			(5)

備考

修得することを必要とする単位数のうち、栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低修得単位数(計)欄の数を超える単位数については、第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げる科目から選択して修得するものとする。